

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>第6次社会資本整備重点計画案及び 第3次交通政策基本計画案について</p>	<p>令和8年1月8日 交 通 局</p>
<p>1 第6次社会資本整備重点計画案（作成者：国家公安委員会、農林水産大臣、国土交通大臣）</p> <p>(1) 社会資本整備重点計画の概要 社会資本整備重点計画法に基づき、社会資本整備事業を重点的かつ効率的に推進するため、社会資本整備審議会における審議を経て閣議決定するもの。</p> <p>(2) 警察関連の主な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予防保全の考え方に基づく戦略的な維持管理の更新等の推進 ○ バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 ○ 生活道路等における人優先の道路空間の形成 ○ より円滑な道路交通の実現のための交通渋滞の緩和対策の推進 ○ 災害発生時において安全かつ円滑な交通を確保するための対策の推進 <p>2 第3次交通政策基本計画案（作成者：内閣総理大臣、経済産業大臣、国土交通大臣）</p> <p>(1) 交通政策基本計画の概要 交通政策基本法に基づき、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、交通政策審議会及び社会資本整備審議会における意見聴取を経て閣議決定するもの。</p> <p>(2) 警察関連の主な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動運転車の走行の安全性・円滑性の向上に資する走行環境の整備の推進 ○ 運転免許証のデジタル化の推進 <p>※ その他、第6次社会資本整備重点計画に掲げられた施策等を含む。</p> <p>3 計画期間 社会資本整備と交通政策の連携を強化し、その一環として両計画を一体的に策定・推進するため、計画期間を令和7年度（計画策定後）～令和12年度に統一。</p> <p>4 意見公募手続（令和7年10月31日～11月21日）の実施結果 社会資本整備重点計画案に対しては218件（うち都道府県からは47件）、交通政策基本計画案に対しては62件の意見が寄せられた。 警察に関係するものとしては、交通政策基本計画案に関し、高齢運転者に対する自動ブレーキ搭載車限定免許を導入して、段階的な運転禁止を求める意見があったが、原案の修正を要するものとは認められないため、原案のとおり閣議請議することとしたい。</p> <p>5 今後の予定 1月中旬 閣議決定（国土交通省等と共同請議）</p>		

公安委員会	「金融サービスを悪用したマネー・ローンダリング	令和8年1月8日
説明資料No. 2	への対策に関する懇談会」の報告書について	刑 事 局

1 趣旨

近年、匿名・流動型犯罪グループが詐欺をはじめとする様々な犯罪を実行し、治安対策上の脅威となっているところ、これらの犯罪で金融サービスがマネー・ローンダリングに悪用されている実態を踏まえ、効果的なマネー・ローンダリング対策について検討を行うため、昨年9月から計3回の「金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する懇談会」を開催し、昨年12月、同懇談会において報告書が取りまとめられたもの。

2 報告書の概要（別添）

(1) 預貯金通帳の不正譲渡等の罰則の強化

近年の特殊詐欺等の被害の急速な増加の状況を踏まえると、その前提となり得る犯罪である本行為の当罰性等が高まっており、罰則を強化すべき。

(2) 「送金バイト」への対応

本行為は預貯金通帳の不正譲渡等の脱法的行為であり、罰則の創設が必要である。

(3) 「架空名義口座」を利用した新たな措置の在り方

- 引き続き預貯金通帳の不正譲渡等が行われ得ることを踏まえ、預貯金口座等の犯罪利用防止のための新たな対策として本措置を導入すべき。
- 本措置は、元々犯意のなかった者に本措置がなければ起こらなかった犯罪を実行させるものではないこと等から相当性が認められる。
- 入金された財産は被害者等に原則返還するが、返還されなかった財産は一定の手続を経て他の被害者の被害回復のための給付金の原資とし、なお残余した金銭は都道府県で犯罪被害者等の支援施策に充てられる方向で検討すべき。

3 今後の対応

本報告書の内容を踏まえ、犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正を含めた必要な検討を進めていく。

背景

近年、匿名・流動型犯罪グループが関与する特殊詐欺等の被害は極めて憂慮すべき状況であり、これらの犯罪においては、預貯金契約等の金融サービスがマネー・ローンダリングに悪用されている状況。こうした状況を踏まえ、以下につき検討を実施。

検討項目

- ① 預貯金通帳の不正譲渡等の罰則の強化
- ② 「送金バイト」への対応
- ③ 「架空名義口座」を利用した新たな措置の在り方

「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」（政府決定）でも、これらに係る検討等が記載。

対策の方向性

① 預貯金通帳の不正譲渡等の罰則の強化

【前提】 預貯金通帳の不正譲渡等については、特殊詐欺等の前提となり得る犯罪といえるところ、近年特殊詐欺等の被害が急速に増加。本罰則の検挙件数も増加傾向。

- 本行為の当罰性や法益保護の重要性が高まっており、**罰則の強化が必要**である。
- 引上げの程度については、**他法令との均衡を考慮**しつつ検討すべき。
- 預貯金通帳の不正譲渡等が犯罪であることの**広報も併せて実施する必要**がある。

② 「送金バイト」への対応

【前提】 預貯金通帳の不正譲渡等の罰則の「送金バイト」への適用は困難。

- 本行為は実質的には他人名義の口座等を不正に利用する行為で、通帳の不正譲渡等と実質的に同価値の脱法的行為であり、**罰則の創設が必要**である。
- 規制に当たっては、**有償での行為に限定**するとともに、**正当な社会経済活動等の一環で行われる送金代行行為を規制の対象から除く**べき。

③ 「架空名義口座」を利用した新たな措置の在り方

【前提】 新たな対策として、以下のような措置を講じることを前提に検討。

- ① 警察官が「架空名義口座」を、SNSで口座売買を誘引する者等に譲渡等。
- ② 同口座への入金後、その利用停止措置を講じるなどして財産の散逸を防止。

- 引き続き預貯金通帳の不正譲渡等が行われ得ることを踏まえ、預貯金口座等の犯罪利用防止のための**新たな対策として本措置を導入する必要性**が認められる。
- 本措置は、元々犯意のなかった者に本措置がなければ起こらなかった犯罪を実行させるものではないこと等から、**相当性**が認められる。
- 入金された財産は被害者等に原則返還するが、返還されなかった財産は一定の手続を経て**他の被害者の被害回復のための給付金**の原資とし、なお残余した金銭は都道府県で**犯罪被害者等の支援施策に充てられる方向で検討すべき**。

1. 令和7年中の交通事故死者数（24時間以内）

2,547人（前年比 -116人、-4.4%）

警察庁が保有する昭和23年以降の統計で、過去最少の交通事故死者数となった。

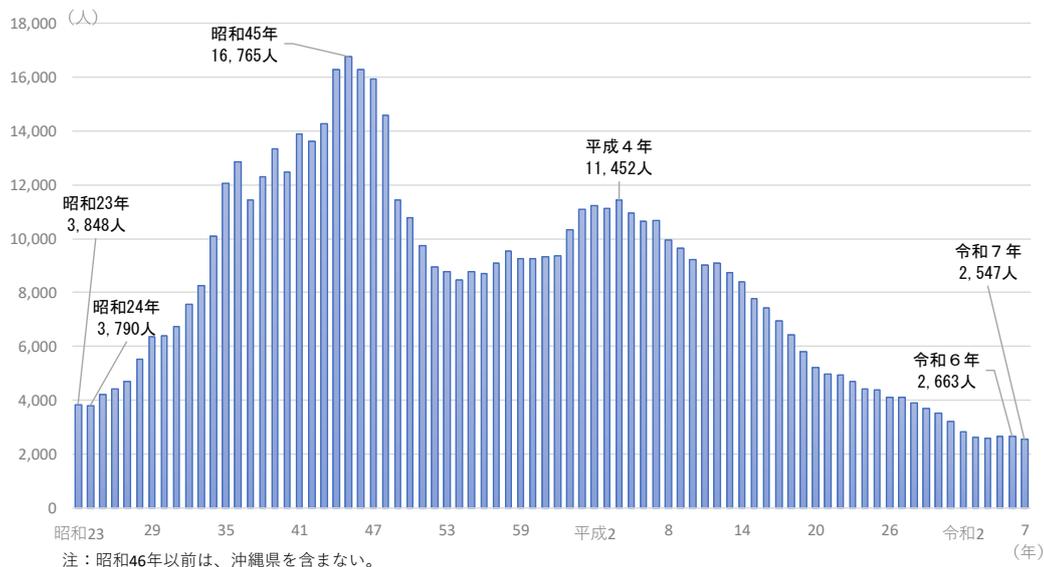
○ 死者数が多い都道府県

1位 神奈川 139人、2位 東京 134人、3位 北海道 129人

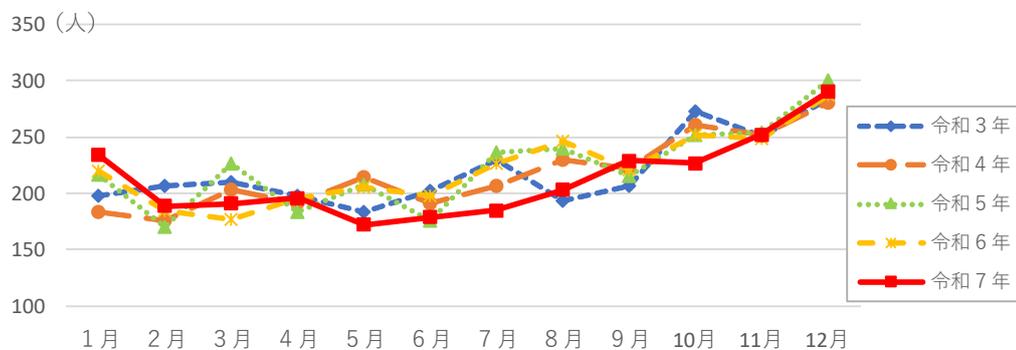
○ 死者数（人口10万人当たり）が多い都道府県

1位 滋賀 3.85人、2位 高知 3.81人、3位 大分 3.78人

2. 交通事故死者数の推移（昭和23年～令和7年）



3. 月別交通事故死者数の推移（令和3年～令和7年）



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間合計	前年比
令和3年	198	207	210	198	183	202	230	193	207	273	251	284	2,636	-203
令和4年	183	176	203	191	214	191	207	230	222	261	252	280	2,610	-26
令和5年	217	170	226	184	208	176	236	240	215	252	254	300	2,678	68
令和6年	220	185	177	196	206	198	227	246	221	252	248	287	2,663	-15
令和7年	234	189	191	196	172	179	185	203	229	227	252	290	2,547	-116

公安委員会	アクセス・無害化措置の運用に関する指針	令和8年1月8日
説明資料No. 4	について	サイバー警察局
<p>1 趣旨</p> <p>「アクセス・無害化措置の運用に関する指針」は、国家安全保障会議での審議を始めとするアクセス・無害化措置の運用に関する要領等を定めるものであり、令和7年12月26日、国家安全保障会議において決定された。</p> <p>2 アクセス・無害化措置の運用に関する要領</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>サイバー攻撃キャンペーンの発生又は予兆が認知され、国家安全保障上の対応の必要があり、アクセス・無害化措置を行う必要がある場合、対処方針について国家安全保障会議で審議する。</p> <p>(2) 国家安全保障会議で対処方針を審議する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国外の電子計算機を対象とする場合 ○ 国内の電子計算機を対象とし、国家安全保障に関わる場合 ○ 自衛隊・日本に所在する米軍が使用する電子計算機を警護する場合 <p>(3) 国家安全保障会議の議員</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 四大臣会合での審議に当たっては、法定の議員に加え、サイバー安全保障担当大臣及び国家公安委員会委員長その他関係する国務大臣 ○ 九大臣会合での審議に当たっては、法定の議員（国家公安委員会委員長を含む。）に加え、サイバー安全保障担当大臣その他関係する国務大臣 <p>(4) アクセス・無害化措置の実施</p> <p>国家安全保障会議で審議された対処方針に基づき、警察及び自衛隊は、警察官職務執行法又は自衛隊法に規定された手続に従い、アクセス・無害化措置を実施する。</p> <p>(5) アクセス・無害化措置の実施の報告</p> <p>国家公安委員会委員長及び防衛大臣は、サイバー安全保障担当大臣と調整の上、実施したアクセス・無害化措置について適時に国家安全保障会議に報告する。</p>		